

平成30年第2回永平寺町議会定例会議事日程

(21日目)

平成30年6月14日(木)

午前10時00分 開 議

1 議事日程

- 第 1 議案第38号 平成30年度永平寺町一般会計補正予算について
- 第 2 議案第39号 平成30年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について
- 第 3 議案第40号 平成30年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算について
- 第 4 議案第41号 平成30年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算について
- 第 5 議案第42号 永平寺町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 議案第43号 永平寺町企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 議案第44号 永平寺町農業委員会の委員の任命同意について
- 第 8 議案第45号 永平寺町農業委員会の委員の任命同意について
- 第 9 議案第46号 永平寺町農業委員会の委員の任命同意について
- 第10 議案第47号 永平寺町農業委員会の委員の任命同意について
- 第11 議案第48号 永平寺町農業委員会の委員の任命同意について
- 第12 議案第49号 永平寺町農業委員会の委員の任命同意について
- 第13 議案第50号 永平寺町農業委員会の委員の任命同意について
- 第14 議案第51号 永平寺町農業委員会の委員の任命同意について
- 第15 議案第52号 永平寺町農業委員会の委員の任命同意について
- 第16 議案第53号 永平寺町農業委員会の委員の任命同意について
- 第17 議案第54号 永平寺町農業委員会の委員の任命同意について
- 第18 議案第55号 永平寺町農業委員会の委員の任命同意について
- 第19 議案第56号 永平寺町農業委員会の委員の任命同意について
- 第20 議案第57号 永平寺町農業委員会の委員の任命同意について
- 第21 委員会閉会中の継続審査について

## 2 会議に付した事件

議事日程のとおり

## 3 出席議員（16名）

- 1 番 上 坂 久 則 君
- 2 番 滝 波 登喜男 君
- 3 番 長谷川 治 人 君
- 4 番 朝 井 征一郎 君
- 6 番 江 守 勲 君
- 7 番 小 畑 傳 君
- 8 番 上 田 誠 君
- 9 番 金 元 直 栄 君
- 10番 樂 間 薫 君
- 11番 川 崎 直 文 君
- 12番 伊 藤 博 夫 君
- 13番 奥 野 正 司 君
- 14番 中 村 勘太郎 君
- 15番 川 治 孝 行 君
- 16番 長 岡 千恵子 君
- 18番 齋 藤 則 男 君

## 4 欠席議員（1名）

- 17番 多 田 憲 治 君

## 5 永平寺町議会に説明のため出席した者の職氏名

- 町 長 河 合 永 充 君
- 副 町 長 平 野 信 二 君
- 教 育 長 室 秀 典 君
- 消 防 長 朝 日 光 彦 君
- 総 務 課 長 山 田 孝 明 君

財 政 課 長	山 口 真 君
総 合 政 策 課 長	平 林 竜 一 君
会 計 課 長	酒 井 宏 明 君
税 務 課 長	歸 山 英 孝 君
住 民 生 活 課 長	佐々木 利 夫 君
福 祉 保 健 課 長	木 村 勇 樹 君
子 育 て 支 援 課 長	吉 川 貞 夫 君
農 林 課 長	野 崎 俊 也 君
商 工 観 光 課 長	清 水 和 仁 君
建 設 課 長	多 田 和 憲 君
上 下 水 道 課 長	原 武 史 君
上 志 比 支 所 長	森 近 秀 之 君
学 校 教 育 課 長	清 水 昭 博 君
生 涯 学 習 課 長	坂 下 和 夫 君
国 体 推 進 課 長	家 根 孝 二 君

6 会議のために出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	川 上 昇 司 君
書 記	高 嶋 晃 君

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～

午前10時00分 開議

～開 会 宣 告～

○議長（齋藤則男君） 開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

各議員におかれましては、何かとご多用のところご参集をいただき、ここに21日目の議事が開会できますことを心から厚く御礼を申し上げます。

本定例会は、クールビズ期間に伴い、本町においても議会開催中の服装をノーネクタイで臨んでおりますので、ご理解のほどをお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は16名で定足数に達しております。これより本日の会議を開きます。

議事日程は、会議規則第21条の規定に基づき、皆様のお手元に配付してありますので、よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

なお、質疑につきましては、会議規則第55条の規定を遵守していただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

～日程第1 議案第38号 平成30年度永平寺町一般会計補正予算について～

～日程第2 議案第39号 平成30年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について～

～日程第3 議案第40号 平成30年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算について～

～日程第4 議案第41号 平成30年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算について～

○議長（齋藤則男君） 日程第1、議案第38号、平成30年度永平寺町一般会計補正予算についてから日程第4、議案第41号、平成30年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算についてまでの4件を一括議題とします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 異議なしと認めます。

日程第1、議案第38号、平成30年度永平寺町一般会計補正予算についてから日程第4、議案第41号、平成30年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算についてまでの4件を一括議題とします。

これより第3審議を行います。

議案第38号から議案第41号までの4件について、1件ごとに行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

日程第1、議案第38号、平成30年度永平寺町一般会計補正予算について、自由討議の提案ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 討論に入ります。

討論ありませんか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 討論があります。

討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

金元君。

○9番(金元直栄君) いよいよ私たちも最後の議会の、最後から2番目の討論になるかと思っています。

今6月補正予算案については、町立診療所やひとり親家庭への支援の計上など、評価できる予算が含まれていますし、町民に必要な予算も計上されていることは認めます。

ただ一つ、「永の里」計画へ未来投資法による財政支援について。これは昨年度の1,100万円に続き、今年度1,000万円。このままなら来年度も1,000万円と支援が続くこととなりますが、この2年目のことしになっても、最終的に県に認められたという計画すら示されていない。また、計画を議会に示せと指摘しているにもかかわらず、町は示せないと言っているところです。

このテーマパーク整備、当初は1次計画が10億円で、2次計画も含めると25億円から30億円とも示されていました。ところが、漏れ聞こえてくる額は、今では11億円程度とも言われています。県知事が認めた計画で、本町の会計に支援の予算を計上するのでしたらその計画を議会に示すのが常識で、幾ら何でも図面を見せただけで、それも回収し、内容は具体的に示しもしないでの支援というのは私は認められないと思っています。

2つ目の反対の理由ですが、幼稚園、幼児園の、いわゆる幼保の施設の再編、つまり統廃合を検討する委員会設置の予算の計上です。保育所の設置は、本来その趣旨から、働く親が子どもを預かってもらいやすい身近なところに設置するというもので、基本、小学校ごとでの今の配置は、ある意味、理にかなっていると

ころであります。これを子どもの数によって、保育環境の整備と言いつつ統廃合は、なじまないのではないかと私は思っています。2つ目は、それも町は、町として基本的な方向性も示さず、各種データを示し、その方向性を論ずるというやり方。この設置のやり方では、その委員会を町の批判回避に利用することにならないかと率直に思うところもあるわけです。このような進め方を含め、認められないと思っています。

以上の理由で本予算案に反対しますけれども、私の討論にそうだなと思う方は反対の態度を示していただきたいと思っています。

なお、それ以外の介護保険、また下水道、農業集落排水の特別会計等の予算については反対するものではありません。賛成いたしたいと思っています。

○議長（齋藤則男君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

6番、江守君。

○6番（江守 勲君） 私は、この補正予算案に賛成の立場で討論をさせていただきます。

今ほどのお話にもございました地域未来投資促進法に伴います「永の里」計画の話がございましたが、この計画は、あくまでも国の制度に乗った民間企業の企業の進出といったこともございますし、また理事者におかれましても、またこの企業さんにおかれましても、議会のほうにも十分な説明をいただいております。また、説明不足といった点もございましたが、それも理事者におかれまして、今後、都度都度しっかりと説明をしていくといった回答も得ておりますので、何ら問題はないと思っております。

また、幼稚園の再編計画といったお話もございましたが、これは再編ありきではないといった明確な答弁もいただいておりますし、一度テーブルの上に全て上げて議論をするといった明確なご答弁をいただいておりますので、何ら反対する理由には当たらないと思い、私はこの予算案に対して賛成の立場をとらせていただきます。

○議長（齋藤則男君） ほかに討論はありませんか。

ないようですから、これで討論を終わります。

これから議案第38号、平成30年度永平寺町一般会計補正予算についての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(齋藤則男君) 起立多数です。

したがって、本件については原案のとおり可決されました。

日程第2、議案第39号、平成30年度永平寺町介護保険特別会計補正予算についてを議題とします。

自由討議の提案ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 討論なしと認めます。

採決します。

議案第39号、平成30年度永平寺町介護保険特別会計補正予算についての件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第3、議案第40号、平成30年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算について、自由討議の提案ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 討論なしと認めます。

採決します。

議案第40号、平成30年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算についての件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第41号、平成30年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算について、自由討議の提案ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 討論なしと認めます。

採決します。

議案第41号、平成30年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算について  
の件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第5 議案第42号 永平寺町個人情報保護条例の一部を改正する条例の  
制定について～

～日程第6 議案第43号 永平寺町企業立地促進条例の一部を改正する条例の  
制定について～

○議長(齋藤則男君) 次に、日程第5、議案第42号、永平寺町個人情報保護条例  
の一部を改正する条例の制定についてから日程第6、議案第43号、永平寺町企  
業立地促進条例の一部を改正する条例の制定についてまでの2件を一括議題とし  
ます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 異議なしと認めます。

日程第5、議案第42号、永平寺町個人情報保護条例の一部を改正する条例の  
制定についてから日程第6、議案第43号、永平寺町企業立地促進条例の一部を  
改正する条例の制定についてまでの2件を一括議題とします。

これより第3審議を行います。

議案第42号から議案第43号までの2件について、1件ごとに行います。

日程第5、議案第42号、永平寺町個人情報保護条例の一部を改正する条例の  
制定について、自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 討論に入ります。

討論ありませんか。



(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 討論があります。

討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

9番、金元君。

○9番(金元直栄君) 今回の本町の個人情報保護条例の改定については、基本的には公共のデータを企業が活用するようにできる、そういうものにつながると言われています。また、個人の識別さえできなくすればいいということを言われますけれども、そもそも公共のデータについては、今、企業のもうけに利用させるということについて私は反対です。

公共の情報管理については、多くの民間企業も現在参加しているところですが、その情報流出についても、いわゆる民間企業のモラル頼みというところが指摘されていることはご存じのとおりです。

つい先般、社会保険等のいろんな管理事務については、民間企業が受け、それが外国の企業にまた受けされていたというような実態も起こりました。まさにモラル頼み。そんな状況の中、何かの機会に個人情報が漏れることがあったりすれば、今の時代、いわゆるビッグデータの活用と申しますが、ビッグデータの中の情報から個人の特長が絶対できないとは言い切れないと私は思っています。

そういう危うい方向に道を開くことにつながる条例の改定には反対の立場をとっていきます。

○議長(齋藤則男君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

6番、江守君。

○6番(江守 勲君) 私は、この条例改正に賛成の立場から討論をさせていただきます。

今回の改正は、町の個人情報保護条例の目的であります、個人情報の適切な取り扱いを確保するために必要な事項を定め、個人の権利利益の保護を図り、もって個人の人格の尊重に寄与することから、今回の永平寺町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について賛成の立場をとらせていただきます。

○議長(齋藤則男君) ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第42号、永平寺町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(齋藤則男君) 起立多数です。

したがって、本件については原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第43号、永平寺町企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について、自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 討論なしと認めます。

採決します。

議案第43号、永平寺町企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定についての件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

(9番(金元直栄君)退場)

(午前10時15分 休憩)

---

(午前10時16分 再開)

○議長(齋藤則男君) 休憩前に引き続き再開します。

～日程第7 議案第44号 永平寺町農業委員会の委員の任命同意について～

○議長(齋藤則男君) 次に、日程第7、議案第44号、永平寺町農業委員会の委員の任命同意についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました議案第44号、永平寺町農業委員会の委員の任命同意について、提案理由のご説明を申し上げます。

平成30年8月31日に任期満了の農業委員会の委員を補充するため、金元直栄氏を任命するに当たり、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を賜りたく提案した次第であります。

金元氏は、平成9年から20年以上の長きにわたり農業委員に就任いただいております。また、吉野土地改良区理事の要職も務められ、認定農業者でもいらっしゃいます。農業に関する識見が高く農業委員として適任であり、これまでの豊かな経験や知識を生かして、引き続き手腕を発揮していただけるものと期待しております。

以上、提案の理由とさせていただきますので、よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（齋藤則男君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 討論なしと認めます。

これより議案第44号、永平寺町農業委員会の委員の任命同意についてを採決します。

本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 異議なしと認めます。

したがって、原案のとおり承認することに決しました。

暫時休憩をいたします。

（9番（金元直栄君）入場）

（11番（川崎直文君）退場）

（午前10時18分 休憩）

---

（午前10時18分 再開）

○議長（齋藤則男君） 休憩前に引き続き再開します。

～日程第8 議案第45号 永平寺町農業委員会の委員の任命同意について～

○議長（齋藤則男君） 次に、日程第8、議案第45号、永平寺町農業委員会の委員

の任命同意についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました議案第45号、永平寺町農業委員会の委員の任命同意について、提案理由のご説明を申し上げます。

平成30年8月31日に任期満了の農業委員会の委員を補充するため、川崎直文氏を任命するに当たり、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を賜りたく提案した次第であります。

川崎氏は、平成18年から11年以上の長きにわたり農業委員に就任いただいております。有限会社吉波水稻生産の取締役及び認定農業者として、地元集落や永平寺北地区におきまして農業振興の中心的役割を果たされております。農業に関する識見が高く農業委員として適任であり、これまでの豊かな経験や知識を生かして、引き続き活躍していただけるものと期待しております。

以上、提案の理由とさせていただきますので、よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（齋藤則男君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 討論なしと認めます。

これより議案第45号、永平寺町農業委員会の委員の任命同意についてを採決します。

本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 異議なしと認めます。

したがって、原案のとおり承認することに決しました。

暫時休憩します。

（11番（川崎直文君）入場）

（13番（奥野正司君）退場）

(午前10時20分 休憩)

(午前10時20分 再開)

○議長(齋藤則男君) 休憩前に引き続き再開します。

～日程第9 議案第46号 永平寺町農業委員会の委員の任命同意について～

○議長(齋藤則男君) 次に、日程第9、議案第46号、永平寺町農業委員会の委員の任命同意についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長(河合永充君) ただいま上程いただきました議案第46号、永平寺町農業委員会の委員の任命同意について、提案理由のご説明を申し上げます。

平成30年8月31日に任期満了の農業委員会の委員を補充するため、奥野幸高氏を任命するに当たり、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を賜りたく提案した次第であります。

奥野氏は、農家組合長や区長など地域活動を積極的に行う傍ら、集落営農の発展にも大いに尽力されてこられました。また、運輸業をみずから経営されておられる手腕は地元集落で高く評価されており、農地利用の最適化の推進に期待が寄せられております。農業に関する識見が高く農業委員として適任であり、これまでの経験や知識を生かして活躍していただけるものと期待しております。

以上、提案の理由とさせていただきますので、よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(齋藤則男君) これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 質疑なしと認めます。

討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 討論なしと認めます。

これより議案第46号、永平寺町農業委員会の委員の任命同意についてを採決します。

本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 異議なしと認めます。

したがって、原案のとおり承認することに決しました。

暫時休憩をいたします。

(13番(奥野正司君) 入場)

(午前10時23分 休憩)

---

(午前10時24分 再開)

○議長(齋藤則男君) 休憩前に引き続き再開いたします。

～日程第10 議案第47号 永平寺町農業委員会の委員の任命同意について～

～日程第11 議案第48号 永平寺町農業委員会の委員の任命同意について～

～日程第12 議案第49号 永平寺町農業委員会の委員の任命同意について～

～日程第13 議案第50号 永平寺町農業委員会の委員の任命同意について～

～日程第14 議案第51号 永平寺町農業委員会の委員の任命同意について～

～日程第15 議案第52号 永平寺町農業委員会の委員の任命同意について～

～日程第16 議案第53号 永平寺町農業委員会の委員の任命同意について～

～日程第17 議案第54号 永平寺町農業委員会の委員の任命同意について～

～日程第18 議案第55号 永平寺町農業委員会の委員の任命同意について～

～日程第19 議案第56号 永平寺町農業委員会の委員の任命同意について～

～日程第20 議案第57号 永平寺町農業委員会の委員の任命同意について～

○議長(齋藤則男君) 次に、日程第10、議案第47号、永平寺町農業委員会の委員の任命同意についてから日程第20、議案第57号、永平寺町農業委員会の委員の任命同意についての11件を一括議題とします。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 異議なしと認めます。

したがって、日程第10、議案第47号から日程第20、議案第57号までの11件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長(河合永充君) ただいま一括上程いただきました議案第47号から議案第57号、永平寺町農業委員会の委員の任命同意について、提案理由のご説明を申し上げます。

平成30年8月31日に任期満了の農業委員会の委員を補充するため、委員を任命するに当たり、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を賜りたく提案した次第であります。

議案第47号の伊藤悦子氏について、提案理由の説明を申し上げます。

伊藤氏は、永平寺町役場農林課で農業行政に携わった経験があり、役場退職後は永平寺町地域農業サポートセンター地域マネージャーに就任され、中山間地域などの狭小でつくりにくい圃場の支援事業に精力的に取り組まれました。伊藤氏は農業経営を行っていないことから、中立的な立場で意見を具申する農業委員として適任であり、これまでの経験や知識を生かして、農業が抱える課題に熱心に取り組んでいただけるものと期待しております。

議案第48号の江守敬三氏について、提案理由の説明を申し上げます。

江守氏は、農家組合長や松岡農業土木委員会といった地域農業組織の要職を務められ、また現在まで40年以上にわたり永平寺町農業協同組合で勤務されておられます。これまでの経験から農業情勢に精通し、農家や農業関係者に広くつながりをお持ちでいらっしゃいます。農業に関する識見も高く農業委員として適任であり、これまでの経験や知識を生かして活躍していただけるものと期待しております。

議案第49号、黒田一男氏について、提案理由の説明を申し上げます。

黒田氏は、平成27年から農業委員を務められており、小舟渡土地改良区副理事長、代表監事などの要職を歴任され、現在は農事組合法人大月ファーム理事及び認定農業者として地域の集落営農を担っておられます。農業に関する識見が高く農業委員として適任であり、これまでの経験や知識を生かして活躍していただけるものと期待しております。

議案第50号の河野一郎氏について、提案理由の説明を申し上げます。

河野氏は、旧永平寺町において10年にわたり農業委員を務められ、永平寺町農業協同組合の理事や農家組合長、民生委員といった立場で幅広く地域活動に取り組んでこられました。農業に関する識見が高く農業委員として適任であり、これまでの経験や知識を生かして活躍していただけるものと期待しております。

議案第51号の酒井優雄氏について、提案理由の説明を申し上げます。

酒井氏は、長年、上志比村交通指導員として地域の安全、安心の確保といった地域活動に積極的に携わり地域の信頼が厚く、さらに現在は小舟渡土地改良区総代の要職に就任され、農業情勢に関する識見も高いことから農業委員として適任

であり、これまでの経験や知識を生かして活躍していただけるものと期待しております。

議案第52号の嶋田仁明氏について、提案理由の説明を申し上げます。

嶋田氏は、農家組合長や農事組合法人ときめきファーム副組合長及び認定農業者であり、地元集落営農の担い手として厚く信任を得ております。農業に関する識見が高く農業委員として適任であり、これまでの豊かな経験や知識を生かして活躍していただけるものと期待しております。

議案第53号の多田美知子氏について、提案理由の説明を申し上げます。

多田氏は、農事組合法人上志比グリーンファーム組合員で認定農業者であり、地域振興作物の栽培に大変熱心に取り組まれておられます。また、永平寺町社会福祉協議会理事、永平寺町更生保護女性会での活動や永平寺町観光ボランティアガイドの会、禅の里永平寺語り部に所属されるなど幅広い分野に活躍され、多くの方々と交流を築かれておられます。農業に関する識見も高く農業委員として適任であり、これまでの豊かな経験や知識を生かして女性農業委員として十分活躍していただける方であると期待しております。

議案第54号の田中一夫氏について、提案理由の説明を申し上げます。

田中氏は、30年余りにわたり吉田郡農業協同組合で勤務され、平成24年からは農業委員に就任、また認定農業者として地元集落営農の中心的な役割を担っておられます。農業に関する識見も高く農業委員として適任であり、農業事情にも精通しておられますので、これまでの豊かな経験や知識を生かして活躍していただける方であると期待しております。

議案第55号の田中一氏について、提案理由の説明を申し上げます。

田中氏は、農事組合法人浅見協業生産組合理事の要職や吉田郡森林組合林家組合長を務められ、認定農業者として地元集落から厚く信任を得ております。農業に関する識見も高く農業委員として適任であり、これまでの豊かな経験や知識を生かして、農業における課題に真摯に取り組んでいただける方であると期待しております。

議案第56号の戸枝一郎氏について、提案理由の説明を申し上げます。

戸枝氏は、御陵土地改良区理事の要職を務められており、地区の農政委員や農村環境保全会会長として地元の集落営農活動に貢献されています。また、認定農業者としても御陵地区の担い手として活躍されています。農業に関する識見も高く農業委員として適任であり、これまでの豊かな経験や知識を生かして活躍し



ていただける方であると期待しております。

議案第57号の南部孝一氏について、提案理由の説明を申し上げます。

南部氏は、農家組合長や永平寺町農業協同組合総代の要職を務められており、また35年余りにわたり上志比村役場で行政経験を積み、農業行政にも精通しておられます。農業に関する識見も高く農業委員として適任であり、これまでの豊かな経験や知識を生かして活躍していただける方であると期待しております。

以上、提案の理由とさせていただきますので、よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（齋藤則男君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 討論なしと認めます。

これより議案第47号、永平寺町農業委員会の委員の任命同意についてから議案第57号、永平寺町農業委員会の委員の任命同意についての11件を一括採決します。

本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 異議なしと認めます。

したがって、原案のとおり承認することに決しました。

～日程第21 委員会の閉会中の継続審査について～

○議長（齋藤則男君） 次に、日程第21、委員会の閉会中の継続審査についての件を議題とします。

総務産業建設常任委員長から、目下、委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

～日程第22 委員会の閉会中の継続調査の申出～

○議長(齋藤則男君) 次に、日程第22、閉会中の継続調査の申出の件を議題とします。

総務産業建設常任委員会、教育民生常任委員会、議会運営委員会、予算決算常任委員会、議会行財政改革特別委員会、議会広報特別委員会の各委員長から、目下、各委員会において調査中の事件につき、会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定しました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件は全て議了しました。

暫時休憩します。

(午前10時35分 休憩)

---

(午前10時36分 再開)

○議長(齋藤則男君) 休憩前に引き続き再開します。

お諮りします。

会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日をもって閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

議員各位には、去る5月25日開会以来21日間にわたり、その間、提案され

ました幾多の重要案件を終始極めて熱心にご審議いただき、本日ここに全日程を終了できましたことを心から深く感謝を申し上げます。今後とも、議会運営につきましては、皆様方の格段のご協力をお願い申し上げる次第であります。

なお、理事者におかれましては、会期中、その都度指摘されました諸点について、十分留意、尊重されるとともに、執行に当たっては、真に町民の福祉向上のため万全を期されるよう、特にお願いを申し上げます。

さて、これまでの4年間、永平寺町議会の運営が円滑に進められましたこと、ここに皆様とともに喜びたいと思っております。

去る7月31日をもって町議会議員の任期は満了となります。町政の発展に数々の業績を残され、それぞれの分野で転身、また勇退される各位におかれましては、今後も健康にご留意され、引き続き温かいご指導、ご鞭撻を賜りますよう、特にお願いを申し上げます。また、間近に迫りました選挙に出馬を予定されている各位におかれましては、全員が当選の栄を勝ち取られ、そろってこの場で相まみえますよう格段のご健闘をお祈り申し上げます。

最後に、任期の終わりに臨み、町民の一人ひとりが安全と安心を実感のできる、家族が笑顔で生活ができる永平寺町になりますよう、本町のますますの発展、また各位ご一同のご健勝とご多幸をお祈り申し上げますとともに、一昨年8月、議長就任以来、皆様方にはいろいろな面でご指導、ご鞭撻を賜りましたことに対し、衷心より厚く感謝と御礼を申し上げます、閉会のご挨拶とさせていただきます。

これをもちまして、平成30年第2回永平寺町議会定例会を閉会します。

町長より閉会の挨拶を受けます。

河合町長。

○町長（河合永充君） 閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、5月25日の開会から本日まで、本定例会にご提案申し上げました平成30年度補正予算を初めとする重要案件、農業委員会委員の任命同意などを慎重にご審議いただき、ご決議を賜り、まことにありがとうございました。

さて、初めに、永平寺町議会議員選挙を来月8日に執行することとなっております。議員の皆様におかれましては、4年間の任期中、重要案件に対しての熱心な議論はもちろん、町政全般にわたりさまざまなご提案をいただきましたこと、厚く御礼申し上げます。これからも子育てや教育、福祉、産業、町の基盤整備、行財政改革などあらゆる分野の施策について、町民の皆様の声を反映したまちづ

くりを行ってまいりますので、議員の皆様のご指導、ご協力をお願い申し上げます。

いよいよ福井しあわせ元気国体・元気大会の開催が間近に迫ってまいりました。10日には松岡総合運動公園にて第18回全国障害者スポーツ大会グランドソフトボール競技のプレ大会が開催され、石川、福井、新潟、長野の4県のチームによるトーナメント戦、優勝した富山県チームと福井県チームによる交流戦が行われました。福井県チームには永平寺町内の方も3人出場されています。

出場チームの一員として、また全国からのお客様をおもてなしするボランティアやスタッフとして、会場で選手の皆さんに声援を送る観客として、町の中を花でいっぱいにする活動など、いろいろな形で町民ぐるみの活動を展開し、今回の福井しあわせ元気国体・元気大会の開催を契機として、町民の皆様が主役となって活躍できる永平寺町を実現していきたいと考えております。

結びとなりましたが、議員の皆様におかれましては、何かとお忙しいとは存じますが、健康に十分留意され、町政発展により一層のお力添えを賜りますとともに、これからのご活躍をご祈念申し上げまして、閉会のご挨拶といたします。

ありがとうございました。

(午前10時40分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

永平寺町議会議長

永平寺町議会議員

永平寺町議会議員